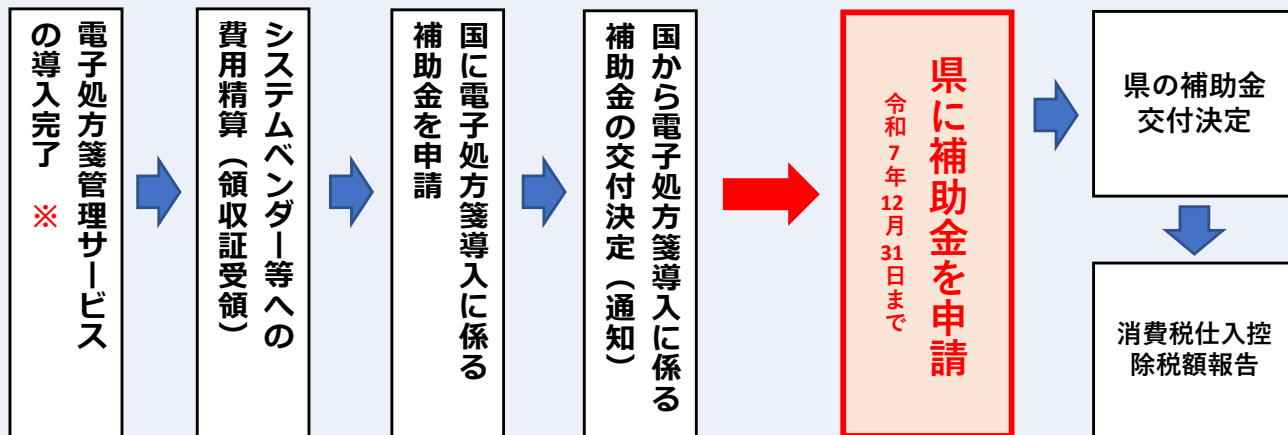


群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業について

令和7年5月

電子処方箋の活用・普及促進のため、前年度に引き続き、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋導入に係る補助金の交付を受けた保険医療機関・保険薬局に対する上乗せ補助を実施します。

申請の流れ



※県補助事業の申請には、令和7年9月30日までに導入完了している必要があります。

申請区分・補助率・補助上限額

単位：円

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数200床以上	病 院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,871,000	3,263,000	391,000	391,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000	543,000	97,000	97,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,361,000	1,007,000	247,000	259,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000	167,000	61,000	64,000
同時導入 （初期・新機能）	導入費用（上限）	6,023,000	4,061,000	543,000	555,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000	676,000	135,000	138,000

国と県の補助金を合わせて受け取った場合、財政支援の割合は、最大で、病院：1/2、診療所・薬局（大型除く）3/4、大型チェーン薬局：1/2となります。

申請方法・申請期限

■申請方法：**LOGOフォーム**による**オンライン申請**による受付。

詳細は、県HPをご確認ください。

- 病院・診療所における電子処方箋活用・普及促進事業について（医務課）

<https://www.pref.gunma.jp/page/642624.html>

- 薬局における電子処方箋の活用・普及促進事業（薬務課）

<https://www.pref.gunma.jp/page/643561.html>

■申請期限：**令和7年12月31日（水）**まで

病院・診療所



薬局



留意事項

- 令和7年9月30日までに導入を完了し、その後に、国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金（以下、「ICT基金」という。）の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助対象となります。
- 院内処方機能を追加導入したときにかかる費用は、補助対象外です。
- 県補助事業の申請期限（令和7年12月31日）までに申請できるように、お早めにシステムベンダ等にご相談ください。（国の補助金の申請から交付までは約2か月程度を要します。）